

【施設を利用するにあたって対応いただきたい事項】

誓 約 書

①人ととの距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・人ととの接触を避け、適切な対人距離を確保していただくこと。
- また、対人距離が確保できない場合は、施設側の入場制限等に従っていただくこと。
- ・混雑時の入場制限の実施に協力をいただくこと。
- ・マスクの着用を呼びかけていただくこと。マスクを持参していない参加者には主催者側で配布すること。
- ・利用している施設の換気を行っていただくこと。（扉を開けるなど）
- ・感染症発生時に参加者に連絡をとることがあるので、参加者を特定し、連絡がつくよう、「大阪コロナ追跡システム」への登録や名簿作成などに協力いただくこと。

②症状のある方の入場制限

- ・入場時に体温チェックを行うので、利用日当日に、参加者には検温をしていただくなど、発熱がないかどうかの確認をしていただくこと。
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は来館しないように呼びかけていただくこと。

③消毒等

- ・施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）をご利用いただくこと。
- ・他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしていただくこと。

④施設利用における留意事項

- ・滞在時間が短くなるよう前後の滞留をなくすように努めていただくこと。施設内での飲食は控えること
- ・参加者に、感染した場合の重症化リスクが高い高齢者、持病のある方や妊婦がおられる場合には、特にご留意いただくこと。
- ・利用者、参加者、来場者等に大声を出さないよう呼びかけていただくこと。大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと
- ・演者や講演者が歌唱、講演等を行う場合は、舞台から観客までの距離を最低2m確保すること。
- ・大声での歓声・声援等を発する場合は、異なるグループ、個人間で1席空けること（席のない場合は1m）

⑤その他

- ・自己都合によるキャンセルの場合は通常のキャンセルと同じ取り扱いとなること
- ・新型コロナウィルス感染拡大の状況により、国または府から収容定員数等の緩和措置の停止や制限措置が発令された場合は順守し従うこと。また、イベント等、参加者に入場料等料金を徴収する場合において、新型コロナウィルス感染拡大の状況により入場料等の料金の払い戻しを行う場合や、発熱など有症状者へ入場をお断りした際の払い戻しの措置などを規定しておくこと。
- 以上を順守するにあたり生じた損害について城東区民センターは一切の補償を行いません。
- ・今後の国や府の動向等により、緊急事態措置が変更され、状況によっては、再び臨時休館となり許可取消を行うケースも生じる可能性があることを承知いただきたいこと。
- ・上記の事項を守れなかった場合、施設使用許可を取り消されても異議はありません。
- また、その場合の損失補償の請求は行いません。

大阪市立城東区民センター 指定管理者 宛

令和 年 月 日

誓 約 書

上記の事項を了承し遵守して利用します。

予約番号（ ）

団体名称
代表者又は申請者

(印)